

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和6年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
1,866,854千円

<<社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費>> (単位:千円)

	項目		決算額	一般財源	
	款	内容		引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	7,208,788	352,311	1,150,145
		児童福祉事業	9,050,154	688,284	2,246,950
		生活保護事業	2,681,499	146,866	479,456
		老人福祉事業	273,480	39,259	128,165
	小計		19,213,921	1,226,720	4,004,716
社会保険	民生費	国民健康保険事業	914,209	100,203	327,118
		後期高齢者医療保険事業	1,926,834	385,551	1,258,658
	小計		2,841,043	485,754	1,585,776
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	12,431	1,079	3,524
		予防事業	700,892	139,851	456,554
		医療体制充実事業	67,234	13,450	43,907
	小計		780,557	154,380	503,985
合計			22,835,521	1,866,854	6,094,477

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。